



平成29年10月25日

バス・タクシー・トラック事業者 各位

平成29年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）募集要領の一部改正について

平成29年7月3日より、平成29年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援事業）の募集を行っているところですが、今般、当該支援事業（運行管理の高度化）に係る募集要領について、別添のとおり一部改正がありましたのでお知らせします。

事故防止対策支援推進事業ホームページ（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>



国土交通省

—明日の交通・環境を創造します—

北陸信越運輸局 新潟運輸支局

検査整備保安部門

平成29年度事故防止対策支援推進事業 (運行管理の高度化に対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

自動車運送事業者や運行管理者が、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーから取得した事業用自動車の運行にかかる情報を活用して、運転者への安全指導を行う等により安全性向上が図られることから、これらの機器の普及促進を目的として導入の支援を行う。

(2) 補助対象事業者

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- ② ①に該当する者にデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダーを貸し渡す者（リース事業者）

(3) 補助対象機器

① 国土交通大臣が認定したデジタル式運行記録計

(具体的な補助対象)

- デジタル式運行記録計に係る車載器の取得費
- デジタル式運行記録計に係る事業所用機器の取得費

(注) デジタル式運行記録計に係る車載器：運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器

例：機器本体、操作機器（操作パット）・表示器、メモリーカード（※1）、センサー（※2）、ハーネス（※2）、通信機器、映像カメラ、取付キット、工事費。

※1・・・車載器1台につき1枚とする。

※2・・・温度センサーやETCにかかる部品等は対象外とする。また、機器を使用する際に発生する通信費は対象外とする。

(注) デジタル式運行記録計に係る事業所用機器：運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

例：事務所用機器ソフト及びリーダライターの周辺機器、インストールや設定にかかる費用（※）

※設置後のメンテナンスや指導にかかる費用は対象外とする。

② 国土交通大臣が認定した映像記録型ドライブレコーダー

(具体的な補助対象)

- 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器の取得費
- 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器の取得費

(注) 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器：加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

例：機器本体、操作機器（操作パット）、メモリーカード（※1）、センサー（※2）、ハーネス（※2）、通信機器、映像カメラ、取付キット、工事費。

※1・・・車載器1台につき1枚とする。

※2・・・温度センサーやETCにかかる部品等は対象外とする。

(注) 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器：車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

例：事務所用機器ソフト及びリーダーライター等の周辺機器、インストールや設定にかかる費用（※）

※設置後のメンテナンスや指導にかかる費用は対象外とする。

(4) 補助対象期間

平成29年4月1日から平成30年1月31日までの間に、補助対象機器を導入するものであって、募集期間及び導入期間は次によるものとする。

・ 募集期間（補助金交付申請書兼実績報告書受付期間）：

（1次募集）平成29年7月3日～平成29年9月15日

（2次募集）平成29年10月2日～平成29年11月30日

※2次募集における申請は、一般貸切旅客自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む）に限る。

（3次募集）平成29年12月15日～平成30年1月31日

※3次募集における申請は、一般貸切旅客自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む）であって、平成29年12月1日以降に道路運送車両法第7条第1項の規定による新車新規登録を受けた貸切バスに、映像記録型ドライブレコーダーを導入する場合を除く。

・ 導入期間：平成29年4月1日～平成30年1月31日までの間に、補助対象機器を購入し取付けたうえ支払いまで終了（事業完了）しているもの。

(5) 補助率

取得に要する経費の1/3（ただし、国庫補助金申請額において100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てる。また、補助限度額を下記の通り定める。）

- ① デジタル式運行記録計に係る車載器1台あたり：3万円
- ② デジタル式運行記録計に係る事業所用機器1台あたり：10万円
- ③ 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器1台あたり：2万円
- ④ 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器1台あたり：3万円
- ⑤ デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合（デジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなったものを含む。）：車載器1式当たり5万円、事業所用機器一式当たり13万円とする。
- ⑥ 補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自

動車運送事業者）当たりの上限については80万円とする。

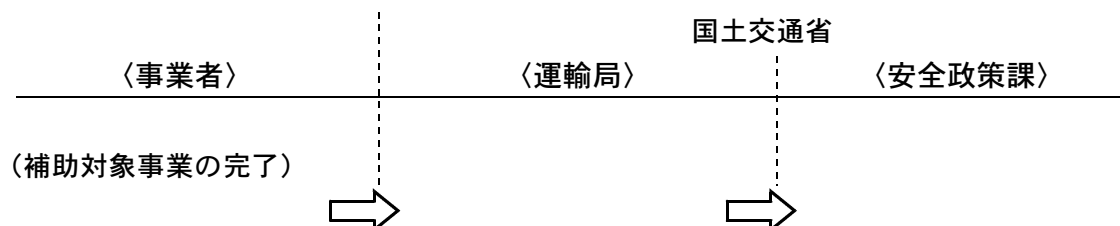
(6) 補助採択の方針

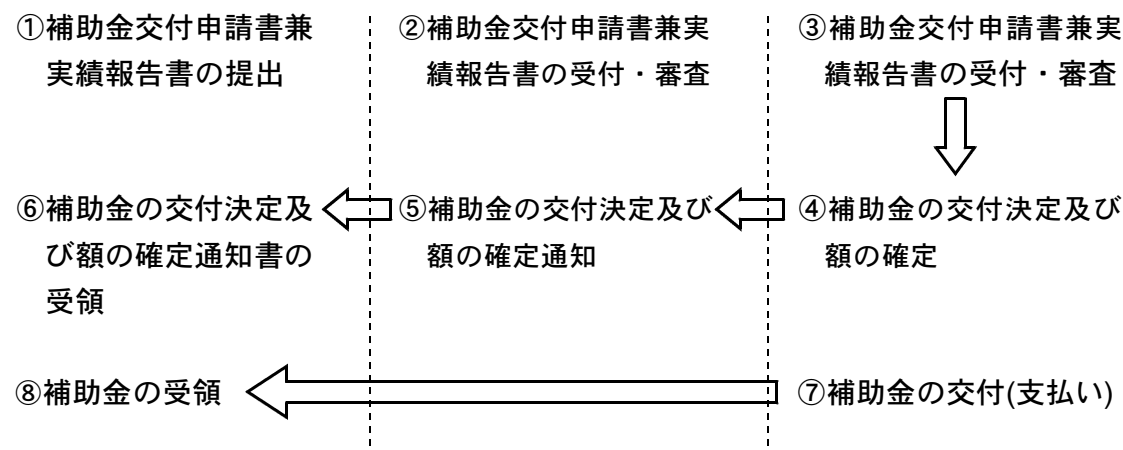
補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 補助対象事業者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること。
- ② 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。
- ③ 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年以上とし、リース契約期間が5年を満たしていない場合は、その契約期間満了後も取得から5年を満たすまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- ④ 同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- ⑤ 申請を行う者は、予め補助対象期間内に当該機器を購入し取付を行ったうえで支払いまで終了（事業完了）したものに限り。
- ⑥ 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。
- ⑦ 映像記録型ドライブレコーダーの取得について申請を行う補助対象事業者が一般貸切旅客自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、申請する当該機器が、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1346号）で定める性能要件に適合していること。

2. 補助金交付までの流れ

（フローチャート）





① 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

補助金の交付申請書兼実績報告書を提出しようとする申請者は、1. (4) の募集期間内に、次に記載している書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局等に提出すること。(1) ～ (4) については5部（2部は地方運輸局等分、3部は国土交通本省分）、(5) ～ (15) については3部（2部は地方運輸局等分、1部は国土交通本省分）提出とする。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1の3号様式（交付申請書兼実績報告書）
- (2) 実施要領の別紙5（交付申請書兼実績報告書）
- (3) 交付要綱第9号様式（請求書）
- (4) 振込先調書
- (5) 申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が運送事業を営んでいることを証する書類並びに申請者の資産及び負債に関する書類及び中小企業者等であることを証する書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分 等）
- (6) 安全マネジメントに関する書類
- (7) 申請者が同一事業について、他の国の補助金を受けていないことを証する書類
- (8) 補助対象機器の仕様書
※カタログ等により導入機器がわかる資料。
- (9) 補助対象機器を購入した際の支払いにかかる領収書の写し
- (10) 補助対象経費の基礎となる（内訳がわかる）明細書
- (11) 補助対象機器の設置したことを確認するに足る書類(当該補助対象機器を設置したことがわかる写真（車載器等を設置した車両のナンバープレートが判読できる前面・後面、車載器等設置場面及び事務所に設置した機器）又は車両・営業所ごとに設置した機器を確認できる書類)
- (12) (申請者がリース事業者の場合) 賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明

細書

- (13) (申請者がリース事業者の場合)申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類

※1. (4) の募集期間内において、2件以上の申請を行う場合においては、事前に提出することにより、以後の提出を省略することが出来ることとする。

- (14) (申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が5年を満たしていない場合)取得後5年を満たすまでの間、自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類

- (15) 車検証の写し（自動車検査証の有効期間が満了していないこと）

② 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

申請者から補助金交付申請書兼実績報告書の提出がなされたときは、各地方運輸局において補助金交付申請書兼実績報告書の受付及び審査を行ったうえ安全政策課に進達する。

③ 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

各地方運輸局から進達のあった補助金交付申請書兼実績報告書について、安全政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果について導入実績を認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

④ 補助金額の確定

安全政策課において審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を各地方運輸局へ通知するものとする。

⑤ 交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知を受けた各地方運輸局は、すみやかに当該申請者へ交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

3. 交付申請書兼実績報告書の受付期間等

【申請受付期間】

(1次募集) 平成29年7月3日～平成29年9月15日

(2次募集) 平成29年10月2日～平成29年11月30日

※2次募集における申請は一般貸切旅客自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む）に限る。

(3次募集) 平成29年12月15日～平成30年1月31日

※3次募集における申請は、一般貸切旅客自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む）であって、平成29年12月1日以降に道路運送車両法第7条第1項の規定による新車新規登録を受けた貸切バスに、映像記録型ドライブレコーダーを導入する場合を除く。

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局等（沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います。）（以下「各地方運輸局等」という。）

※同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、全営業所分を本社営業所が取りまとめたうえ申請すること。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出した各地方運輸局等窓口に提出すること。

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

各地方運輸局等申請受付場所への申請書類持ち込み（郵送は認められませんのでご注意ください。）

4. 注意事項

- (1) 補助金交付申請状況において、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切るとし、速やかに公表します。

（公表場所 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>）

- (2) 補助金交付申請にあたり、書類の不備があり受付担当者からの指摘を受けた場合には、1週間以内に対応願います。1週間以内に対応できない場合には、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完したうえ、再度、提出して下さい。なお、領収書の添付ができないものは、書類の不備には当たらず受付は行いませんのでご注意ください。

- (3) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合（過年度の補助申請を含む）には、当該申請書を取り下げただけとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は、別添に記載している各地方運輸局等窓口にて行っております。